# 地区計画に定める内容

# ■【項目1】建築物等の用途の制限

- ○建築物等の用途の制限は、「用途地域」により規制されています。 ⇒本地区は、工業地域、準工業地域、第一種住居地域に指定されています。
- ○用途地域ごとに建築できる建築物、 建築できない建築物が定められて おり、特に工業系用途地域は住宅、 商業施設、工場等といった様々な 建築物を建築することができるた め、土地利用が混在しています。 ⇒このままだと、このような住工 混在はますます進むものと懸念 されます。

- ○本地区の「土地利用の方針」では、 3つのゾーンを設定しています。 用途地域による建築物等の用途の 制限(次頁の左側の表参照)だけ では、3つのゾーンにふさわしい 土地利用を誘導することは困難で す。したがって、用途地域による 制限に加え、地区計画により制限 をかけます。
- ○3つのゾーンの目指すまちの姿を踏まえると、現行の用途地域における建築物の用途制限に加え、次のような制限を設けることが考えられます。







#### <土地利用の方針>

#### 工業保全ゾーン

新たな土地利用の混在(住居系建築物)を抑制し、工場等の操業環境の保全を図る。

#### 住・工共生ゾーン

環境と操業環境の両立を図るため、 環境に配慮した工場等の立地を誘導するとともに、安全・安心、快適に 生活できる環境の形成を図る。

#### 潤い・ふれあいゾーン

高架下空間及び環境空間は、笹目 川沿川の歩行者空間や周辺との連 携を図り、地区のにぎわいや交流に 寄与する空間形成を図る。

## <用途制限の考え方>

工場等の工業施設の立地に特化し、新たな住宅等の立地や一般の人の集客等(不特定多数の人の往来)に関する施設整備を制限する。

住宅等の立地があるため、良 好な住環境の形成に寄与し ない施設整備を制限する。

多様な人やモノの交流を促すために、一般の人の用に供する施設整備を可能とする一方、潤いに寄与する空間づくりのため、遊戯施設等の立地を制限する。

- それぞれのゾーンの土地利用を誘導するため、次頁の右側の表に示すように建築物等の用途 を制限します。
- ○建築物の用途は、大きく①住宅等、②集客施設、③工場等に大別できます。 「用途制限の考え方」に基づいて設ける「地区計画による建築物の用途の制限」について、 次に例示します。

## ① 住宅等にかかる制限

区分	工業保	全ゾーン	住・工共生ゾーン			潤い・ふれあいゾーン
用途 地域	工業地域	準工業地域	工業地域	準工業 地域	第一種 住居地域	工業地域
制限内容	※1:工場併用	ための社宅等は			0	

## ② 集客施設にかかる制限

	© XIIIBIXICII II GIBIFX									
区分	工業保	全ゾーン	住	・工共生ゾー	潤い・ふれあいゾーン					
用途 地域	工業地域	準工業地域	工業地域	準工業 地域	第一種住居地域※2	工業地域				
	店舗面積が150㎡以内の店舗等は建築の制限をかけません。 (例) コンビニエンスストア									
制限内容	店舗面積が150㎡を超える店舗等であっても、 舗等は建築を制限します。 (例) スーパーマーケット									
	店舗面積が500㎡を超える店舗等は建築を制限します。 (例) 大型商業施設 店舗面積が500㎡を超える店舗等であっても、 10,000㎡以内であれば、 建築の制限をかけません。									
	遊戯施設等	の建築を制限し	ます。(例)丿	パチンコ・ゲー ※2 : 第・		では、既に制限されています。				

# ③ 工場等にかかる制限

区分	工業保全ゾーン		住・工共生ゾーン			潤い・ふれあいゾーン				
用途 地域	工業地域	準工業地域 <sup>※3</sup>	工業地域	準工業 地域 <sup>※3</sup>	第一種住居地域※3	工業地域				
制限内容	・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設については、建築を制限します。 (例)マッチ、可燃性ガス、アスファルト、セメント等の製造※3:準工業地域及び第一種住居地域では、既に制限されています。									

# 地区計画に定める内容/建築物等の用途の制限

#### 【用途地域内の建築物の用途制限】

_								
	1	用途地域内の建築物の用途制限  : 建てられる用途  : である用途  : である用途  : である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	工業保全ゾーン	工業保全ゾーン	住・工共生ゾーン	住・工共生ゾーン	住・工共生ゾーン	Phu 区れあいゾーン
			工業地域	準工業地域	工業地域	準工業地域	第一種住居地域	工業地域
住宅	总、共同住宅、	寄宿舍、下宿						
兼月	用住宅のうち店	舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの						
	幼稚園、小学	校、中学校、高等学校						
公	図書館等							
共施	神社、寺院、							
設.	老人ホーム、	身体障害者福祉ホーム等						
病院	保育所等、公	衆浴場、診療所						
•	老人福祉セン	ター、児童厚生施設等						
学校	巡查派出所、	公衆電話所等						
等	大学、高等専	門学校、専修学校等						
Ļ	病院							
店舗	床面積の合計	が150ml以内の一定の店舗、飲食店等						
事		が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等						
務所	上記以外の物	品販売業を営む店舗、飲食店等	2		2		1	2
等	上記以外の事	務所等					1	
ボ-	ーリング場、ス	ケート場、水泳場等					1	
ホラ	テル、旅館						1	
自重	動車教習所、床	面積の合計が15㎡をこえる畜舎					1	
マ-	ージャン屋、ぱ	ちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	2		2			2
カラ	ラオケボックス	等	2		2			2
2階	がアかつ床面積	積の合計が300m以下の自動車車庫						
営業	業用倉庫、3階」	以上又は床面積の合計が300mを超える自動車車庫(一定規模以下の付属車庫等を除く)						
客牌	常部分の床面積	の合計が200m未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
客牌	常部分の床面積	の合計が200m以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
++	ァバレー、料理	店等						
個多	室付浴場業に係	る公衆浴場等						
	作業場の床面	積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの						
	作業場の床面	積の合計が150m以下の自動車修理工場						
	作業場の床面	責の合計が150ml以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの						
	日刊新聞の印刷所、作業所の床面積の合計が300m以下の自動車修理工場							
工場	作業場の床面	床面積の合計が150㎡を越える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの						
	危険性が大き	いか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場						
		量が非常に少ない施設					1	
	火薬、石油類、ガスなど	量が少ない施設						
	の危険物の貯蔵、処理の量	厄峡初の町 号がわか名し作品						
		量が多い施設						

<sup>※</sup>本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。 ①については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 ②については、床面積の合計が10,000㎡以下の場合に限り建築可能

# 



#### 【地区計画による建築物の用途の制限】



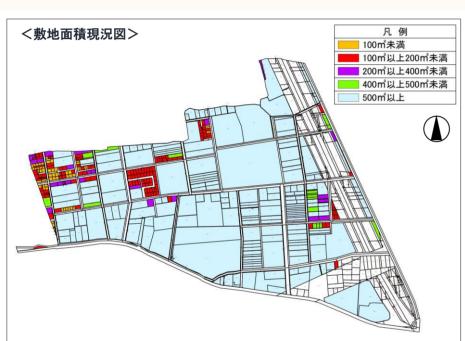
※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。 ①については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 ②については、床面積の合計が10,000㎡以下の場合に限り建築可能

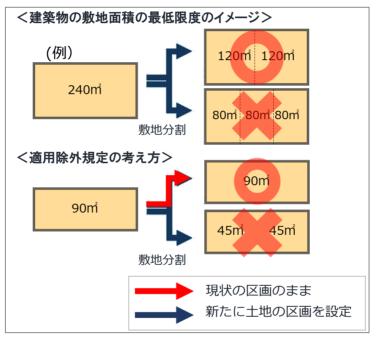


## 地区計画に定める内容

## ■【項目2】建築物の敷地面積の最低限度

- ○本市では、一定規模以上の新たな宅地開発等を行う場合には「戸田市開発許可の基準に関する条例」に準じ、敷地面積の最低限度を100㎡と定めています。
- 本規制は、<u>建物の密集による建て詰まり等の発生を防止</u>するためですが、一定規模以上の新たな宅地開発等を行う場合のみに適用され、敷地面積500m未満の工場・倉庫等跡地におけるミニ開発等の際には適用されません。
- ○本地区の戸建て住宅が立地するエリアでは、<u>敷地面積が100㎡未満の狭小な宅地</u>も存在します。 また、<u>現状で100㎡以上の宅地においても、今後相続等により敷地が細分化され、100㎡未満の敷地となること</u>が懸念されます。
- ○そこで、地区計画において、建築物の敷地面積の最低限度を100mと定めます。
- ※なお、地区計画において建築物の敷地面積の最低限度を定めた場合でも、地区計画決定前から100㎡未満の敷地 については、対象外とします。





#### <敷地面積100mの一般的な住宅規模のイメージ>

○国の住生活基本計画では、豊かな住生活の実現を前提として、多様なライフスタイル に対応するために必要と考えられる居住面積に関する水準が示されており、世帯人数 に応じて算出します。

【郊外や都市部以外での戸建て住宅で3人世帯の場合】 25㎡/人×3人+25㎡=100㎡(延床面積)

○そのため、敷地規模を100mとすることで、適正な居住面積や駐車場を確保しながら、 隣地の建物との距離がとれた安心・安全で快適に生活できる環境を形成します。



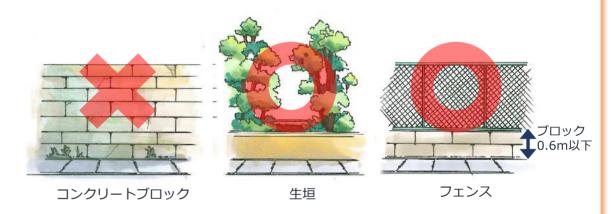
#### 【建築物の敷地面積の最低限度】

区分	工業保全	<b>全</b> ゾーン	住・工共生ゾーン			潤い・ふれあいゾーン				
用途 地域	工業地域準工業地域		工業地域	準工業地域	第一種 住居地域	工業地域				
制限 内容				100m๋						

## ■【項目3】かき又はさくの構造の制限

- ○本地区では、「戸田市の活力を支え、誰もが安全・安心、快適に生活できるまち」をめざしています。
- ○住宅と工場等が混在する本地区では、大型車両と歩行者がふくそうする交差 点もあり、見通しが悪い交差点では、視認性(見通し)の確保が必要です。
- ○また、死角となる場所が多いと犯罪者に狙われやすく、防犯対策としても、 視認性(見通し)の確保が必要です。
- ○さらに、敷地の外構が高さのあるコンクリートブロック塀等の場合、災害時 に倒壊のおそれも考えられます。
- ○そこで、防災や防犯に配慮した安全・安心なまちを実現するため、道路に面して設置するかき又はさくの構造は、生垣又はネットフェンス・鉄柵等とし、補強コンクリートブロック塀及びこれに類するものは制限します。ただし、フェンス等の基礎にコンクリートブロック等を用いる場合は、宅地地盤面からの高さを0.6m以下とします。

#### くかき又はさくの構造の制限のイメージ>



#### 【かき又はさくの構造の制限】

区分	工業保	全ゾーン	住	・工共生ゾー	潤い・ふれあい ゾーン			
用途 地域	工業地域	準工業地域	工業地域	準工業地域	第一種 住居地域	工業地域		
制限内容	<u>道路に面する</u> かき又はさくの構造は生け垣又はフェンスとする。 ただし0.6m以下の部分については、この限りではない。							

